

【案】

宇部市再犯防止推進計画

～「誰一人取り残さない」共生社会の実現に向けた「R E：スタート」計画～

2020年 月

宇 部 市

この案は令和元年12月19日時点の内容であり、
今後、変更する可能性があります。

はじめに

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1 計画の策定にあたって ······ | 1 |
| 1 計画策定の目的 | |
| 2 計画の位置付け | |
| 3 基本方針 | |
| 4 計画期間 | |
| 第2 市の取組事項 ······ | 3 |
| 1 広報・啓発活動の推進 ······ | 3 |
| 2 就労・住居の確保 ······ | 5 |
| (1) 就労の確保 ······ | 5 |
| (2) 住居の確保 ······ | 8 |
| 3 保健医療・福祉的支援 ······ | 10 |
| (1) 高齢者又は障害のある人等への支援 ······ | 10 |
| (2) 薬物依存者等への支援 ······ | 12 |
| 4 非行の防止と修学支援 ······ | 13 |
| (1) 非行の防止 ······ | 13 |
| (2) 修学支援 ······ | 15 |
| 5 関係機関・団体等との連携強化 ······ | 16 |
| (1) 協働による推進体制 ······ | 16 |
| (2) 相談支援体制の充実 ······ | 19 |
| 卷末資料 ······ | 21 |
| 用語解説 ······ | 32 |

第1 計画の策定にあたって

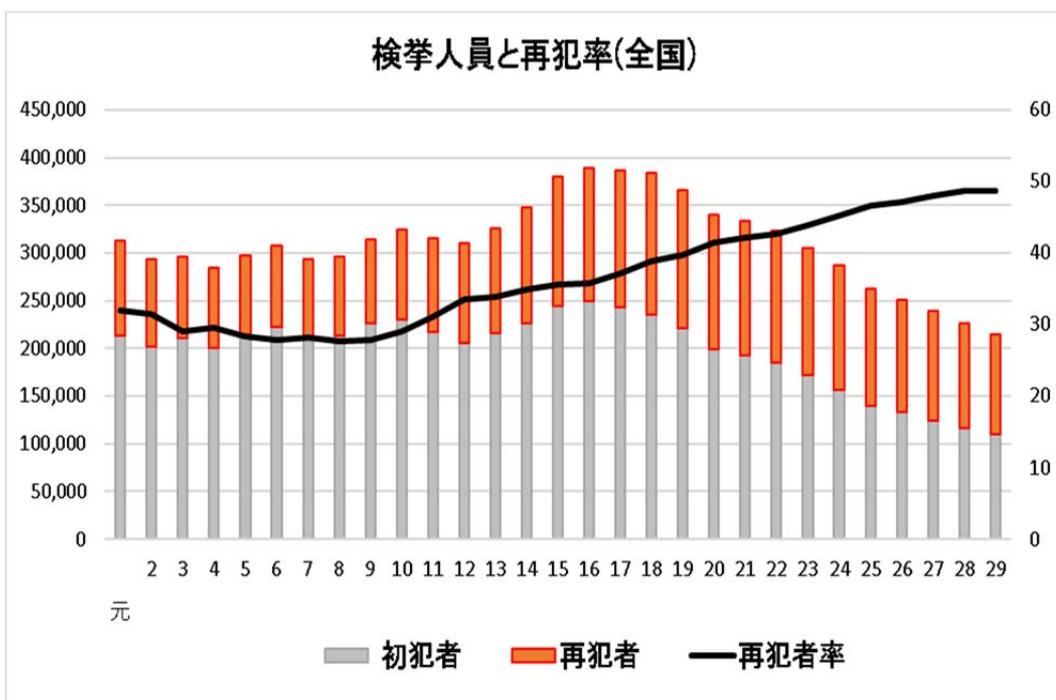
1 計画策定の目的

全国の刑法犯の認知件数は減少し、2016（平成28）年には100万件を下回り、2017（平成29）年には約90万件、本市においても約850件と戦後最少となりました。

一方で、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の比率）は年々増加を続け、近年は約50%に近づいており、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

このような状況の中、国においては2016（平成28）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえて地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。

そのため、本市では、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援することによる市民の犯罪被害の防止を目的とする「宇都市再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。



2 計画の位置付け

この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

3 基本方針

この計画の基本方針は、国の再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)及び山口県再犯防止推進計画(平成31年3月策定)を踏まえ、犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することが出来るようにすることにより、市民の犯罪被害を防止するため、次の重点施策に取り組みます。

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉的支援
- 4 非行の防止と修学支援
- 5 関係機関・団体等との連携強化

4 計画期間

計画期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や、国の計画の見直し、本市再犯防止に関する取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

第2 市の取組事項

1 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について、広く市民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

地域住民にとって馴染みが薄かった再犯防止、または犯罪をした人等の社会復帰支援の重要性についての理解を促進するため、刑事司法関係機関だけでなく、行政と地域の関係団体が主体となり、地域住民に広報・啓発活動を実施します。

また、実施主体が様々な取組を実施することにより、行政関係機関窓口や社会福祉協議会、地域支援団体等に対し、犯罪した人等の社会復帰に向けた支援についての理解を促進します。

市の取組

| | |
|---|-------------|
| 社会を明るくする運動強調月間の周知・啓発 | 地域福祉・指導監査課 |
| 毎年7月に全国展開される社会を明るくする運動強調月間において、宇部保護区保護司会を中心に更生保護団体や地域関係 <u>団体</u> 等が取り組まれる様々な活動の周知啓発等を支援します。 | |
| 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 | 健康増進課 |
| 薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。 | |
| 薬物乱用防止教育 | 健康増進課・学校教育課 |
| 山口県薬物乱用対策推進本部と連携して、 <u>市内</u> の小、中、高等学校や大学、高等専門学校、専修学校（以下「大学等」という。）の児童、生徒、学生を対象にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。 | |
| ふれあい運動推進大会 | 教育支援課 |
| 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「社会を明るくする運動強調月間」「薬物乱用防止広報強化期間」「再犯防止啓発月間」である7月に、青少年の規範意識を育てるために、地域関係団体等の参加のもと「ふれあい運動推進大会」を開催し、市・学校・家庭・地域及び関係機関が一体となって、青少年の健全育成を推進します。 | |
| 青少年の万引きゼロ宣言 | 教育支援課 |
| 地域のみんなで、青少年を見守り、積極的に声かけを行い、糾を深めることにより、健全育成に向けた地域づくりを推進します。 店舗では、関係機関と連携し、青少年が万引きをしない、させない環境づくりを推進します。 家庭や学校等で、「万引きは犯罪」という認識を広め、青少年の規範意識の高揚に向けた取組を推進します。 | |

| | |
|--|--------------------|
| 人権教育・啓発 | 人権・男女共同参画推進課・人権教育課 |
| 「人間が尊重される都市づくり」をめざし、市民一人ひとりが人権尊重の意識を高めるため、学校、地域、家庭、職場その他のさまざまな場を通じて、人権教育・啓発を推進します。 | |
| 人権教育・啓発 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 市民が人権の意義やその重要性について理解を深めるとともに、市民と行政が一体となって、人権という普遍的文化を市民に定着させていくことを目的に、学校・家庭・職場・地域社会などあらゆる場における人権教育と啓発を推進します。 | |
| 青少年健全育成・非行防止の啓発 | 教育支援課 |
| 少年期から非行防止等の理解を深めて規範意識を育てるため、非行防止等の啓発に係る、広報紙、ポスター、標語を募集し、その作品を掲示します。 | |
| 支援関係機関・団体等への周知 | 各事業の実施主体 |
| 行政関係機関窓口や社会福祉協議会、地域支援団体等に対し、各種会議や出前講座等を活用し、犯罪をした人等の社会復帰に向けた支援の必要性について理解を促進します。 | |
| 相談者等への周知 | 各事業の実施主体 |
| 相談窓口や支援制度の周知について、ホームページへの掲載や公共施設への掲示により、支援を必要とする相談者等へ周知を図ります。 | |

関係機関・団体の取組

| | |
|---|--|
| 社会を明るくする運動強調月間総理大臣メッセージ伝達式 | 宇部保護区保護司会 |
| 毎年7月に社会を明るくする運動強調月間として全国的に展開されるにあたり、内閣総理大臣メッセージを更生保護団体から市長に伝達することで、活動に対する市民の理解と参加促進に取り組みます。 | |
| 社会を明るくする運動強調月間街頭啓発キャンペーン | 宇部保護区保護司会 宇部地区更生保護女性会 楠更生保護女性会 宇部BBS会 |
| 犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の立ち直りの理解を促進するために、社会を明るくする運動強調月間に地域関係者等と連携して、市内の商業施設等で街頭啓発活動に取り組みます。 | |
| 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 | 宇部保護区保護司会 宇部地区更生保護女性会 楠更生保護女性会 |
| 薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築するために、市内の商業施設等で街頭啓発活動に取り組みます。 | |

2 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であったことなど、生活の安定のための就労の確保が、再犯防止に重要です。

① 就職に向けた相談・支援等の充実

刑務所出所者等が安定した職を得て、そこに定着するためには、本人の意向や適正などを踏まえたきめ細かな支援が必要です。

そこで、刑務所出所者等が利用可能な既存の各施策や制度を活用し、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施します。

また、各支援の相談窓口について、ホームページやチラシ等を活用し、刑務所等の矯正施設や更生保護機関・団体等への情報提供に取り組みます。

市の取組

| | |
|--|---------------------|
| 多様な働き方確保支援センター（J O B S T A） | ICT・地域イノベーション推進グループ |
| ハローワークの求人情報をはじめ、様々な情報を活用し、ワンストップで多様な分野にわたる就労相談や職業紹介等、相談者のニーズに応じた多様な働き方を支援します。また、様々な就職活動に役立つセミナー等を実施しています。 | |
| 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援 | 生活相談サポートセンターうべ |
| 就労できない、住居がない、収入がない、負債がある等の悩みを抱えた相談者に対して、生活と就労に関する相談員が包括的な相談支援を行い、その人に応じた自立に向けたプランを作成し、当該プランに沿って関係機関と連携して支援を行います。 | |
| 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援 | 生活相談サポートセンターうべ |
| 一般就労が困難な人に対し、日常の生活習慣を整えたり、職場見学、ボランティア活動への参加などでコミュニケーション能力を高めるなどの社会的な自立のための支援を行います。 | |
| 生活困窮者自立支援制度における住居確保給付 | 生活相談サポートセンターうべ |
| 離職により経済的に困窮し住居を失うおそれがある人（失った人）に対し、就職活動の支援とそれを支えるため家賃相当額を有期で給付します。 | |
| 就労支援プログラム | 生活支援課 |
| ハローワークへの同行訪問、就労開始後のフォロー等就労支援プログラムを中心に生活保護受給者への自立支援を行います。 | |
| 農福連携事業 | 生活支援課 |
| 農業と福祉の人材マッチングを行い、多様な人材の雇用を促進します。就農体験により意欲喚起を図り、就労定着に向けた支援を行います。 | |

| | |
|--|----------|
| ジョブアシスタント制度 | 障害福祉課 |
| 市内の中小企業の事業主及び社員を対象に、障害者雇用と企業内の障害者理解を促進するため「宇部市障害者雇用促進事業」の一環として、企業の障害者雇用に対する不安の解消に向け、職場の中で障害者に対する具体的な助言や事業所との調整などを行う就労支援員であるジョブアシスタントの養成に取り組みます。 | |
| 障害者の就労支援 | 障害福祉課 |
| 障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、企業、障害福祉サービス事業所（就労支援）等、官民連携で取り組む「障害者就労支援ネットワーク会議」を中心に、一般就労、福祉的就労の促進、障害者理解促進などに取り組みます。 | |
| 高齢者の就労支援 | 高齢者総合支援課 |
| <p>○退職者の活躍の場への参画支援 退職後、有償型・無償型のボランティアや就労など、多様な活躍の場の情報提供や、参画のための研修を行い、支援します。</p> <p>○シルバー人材センターとの連携 60歳以上で働く意欲のある健康な人に対し、臨時的かつ短期的または軽易な就業の機会を提供します。</p> | |

国の取組

| | |
|--|---------------------|
| 就労支援 | 宇部公共職業安定所（ハローワーク宇部） |
| 矯正施設や保護観察所からの協力依頼があった支援対象者に対し、各施設と連携を図りながら職業相談等の就労支援を行います。また、矯正施設入所者が派出所後にハローワークへ求職申込を行った場合も、担当窓口にて職業相談や職業紹介など個別支援を行います。 | |

関係機関・団体の取組

| | |
|--|---------------|
| うべ若者サポートステーション | NPOライフケース支援機構 |
| 15歳から39歳の若者の就職をサポートする厚生労働省の支援機関の一つで、本人や家族だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」を一人ひとり専門のカウンセラーが話を聞き全面的にバックアップします。 | |

② 犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

更生保護関係機関や関係団体は、**犯罪を**した人等を積極的に雇用する協力雇用主の開拓に取り組みます。

また、市は新たな協力雇用主の開拓のため、**犯罪を**した人等を積極的に雇用する企業の地域における社会的評価を向上させることで、**犯罪を**した人等の社会復帰を雇用を通じて支援しようとする地域の気運を高めることに取り組みます。

市の取組

| 協力雇用主への支援 | 契約課 |
|---|-----|
| <p>犯罪をした人等を積極的に雇用する協力雇用主として山口保護観察所に登録した企業に対し、入札参加に配慮します。</p> | |

関係機関・団体の取組

| 協力雇用主の開拓 | 宇部保護区保護司会 |
|---|-----------|
| <p>市内企業等における協力雇用主としての理解と協力を進め、新たな協力雇用主の開拓に取り組みます。</p> | |

③ 市における保護観察対象者の雇用

市が保護観察対象者を雇用することによって、雇用された本人に自信と就労習慣を習得させ、業務経験を踏まえて民間企業等への就職に繋げます。

また、保護観察対象者の雇用を通じて、**犯罪を**した人等の社会復帰を支援することの意義や必要性を地域の民間企業に対して啓発することで、民間企業の保護観察対象者に向けた自主的な取り組みを図ります。

市の取組

| 宇部保護区保護司会が推薦する者に対する就労支援 | 人事課 |
|--|-----|
| <p>宇部保護区保護司会と協力・連携し、保護観察処分中の少年等を市の非常勤職員として任用し、市役所内における就労を通じて、社会生活の自立を図り、また、民間企業等への一般就労を目指した就職活動を支援します。</p> | |

(2) 住居の確保

刑務所満期出所者のうち約5割が、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの人々の再犯に至るまでの期間が、帰住先が確保されている人と比較して短くなっていることなど、生活の安定のための住居の確保が、再犯防止に重要です。

保護司と家族や地域・関係機関が連携して、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実に取り組みます。

また、各支援の相談窓口について、ホームページやチラシ等を活用し、刑務所等の矯正施設や更生保護機関・団体等への情報提供に取り組みます。

市の取組

| 市営住宅での受け入れ | 都市計画・住宅課 |
|--|----------------|
| 高齢者、障害者、DV被害者、子育て世帯などで特に住宅に困窮する世帯に対し、複数の抽選番号を割り当てて、当選倍率の優遇を図ります。 | |
| 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援 (再掲) | 生活相談サポートセンターうべ |
| 就労できない、住居がない、収入がない、負債がある等の悩みを抱えた相談者に対して、生活と就労に関する相談員が包括的な相談支援を行い、その人に応じた自立に向けたプランを作成し、当該プランに沿って関係機関と連携して支援を行います。 | |
| 生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の支給(再掲) | 生活相談サポートセンターうべ |
| 離職により経済的に困窮し住居を失うおそれがある人(失った人)に対し、就職活動を支えるため家賃相当額を有期で給付します。 | |
| 生活困窮者自立支援制度における一時生活支援 | 生活相談サポートセンターうべ |
| 緊急一時的に宿泊場所や食糧などの支援を行います。 | |
| 共同生活援助の利用支援 | 障害福祉課 |
| 障害がある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排泄または食事など日常生活上の援助を行います。 | |
| 高齢者への住まいの情報提供 | 高齢者総合支援課 |
| ○生活支援ハウス、養護老人ホームへの入所支援 環境上及び経済的な理由等で、在宅での日常生活が困難な高齢等の入所を支援します。 | |
| ○住宅セーフティーネット制度による住まいの確保 高齢者や障害者といった住宅の確保に特に配慮を有する人の居住の安定確保を推進します。 | |

関係機関・団体の取組

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 協力雇用主の開拓 | 宇部保護区保護司会 |
| 社員寮を保有する企業に対し、協力雇用主としての理解と協力を図ります。 | |

3 保健医療・福祉的支援

(1) 高齢者又は障害のある人等への支援

高齢者や障害がある人等、適切な支援がなされければ自立した生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療・福祉的支援に取り組むことが重要です。

高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）等と地域の支援関係者や関係機関との連携を強化し、罪を犯した高齢者や障害のある人に対して、その状況に応じた適切な福祉サービスが提供できるよう支援します。

民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携を強化し、生活福祉資金の貸与や地域福祉権利擁護事業等、日常生活における福祉的支援を進めます。

市の取組

| | |
|--|------------|
| 福祉なんでも相談窓口 | 地域福祉・指導監査課 |
| 身近な地域で、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、地域で暮らす全ての人からの様々な困りごとや悩みごとの相談に応じ、関係機関と連携しながら問題を解決できるよう支援します。 | |
| 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター） | 高齢者総合支援課 |
| 障害に関する相談窓口 | 障害福祉課 |

関係機関・団体の取組

| | |
|--|------------|
| 誰もが自分らしく暮らせる地域づくりの推進 | 宇部市社会福祉協議会 |
| 心配ごと相談、生活福祉資金等の貸付、地域福祉権利擁護事業、法人成年後見人等受任事業などにより、年齢の差異や障害の有無にかかわらず、 地域住民の暮らしの相談 や支援に取り組みます。 | |

| | |
|--|------------------|
| 誰もが自分らしく暮らせる地域づくりの推進 | 福祉委員 |
| 地域にある問題や困っている人を把握し、民生委員や関係機関と連携して、適切な福祉情報やサービスの提供が図れるよう支援します。 | |
| 社会福祉増進等の活動 | 民生委員・児童委員 |
| 住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握し、住民一人ひとりが、自分に合った福祉サービスが受けられるよう、行政機関、施設・団体などに繋ぎ、住民の福祉需要に対応した適切なサービスの提供が図れるよう支援します。また、社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。 | |

(2) 薬物依存者等への支援

覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する人の約3割が覚せい剤取締法違反によるものとなっています。また、他の犯罪に比べ再犯リスクが高いことから、再犯防止に向けた取り組みが重要です。

薬物乱用による弊害を市民に正しく認識させ、未然防止のための普及啓発に取り組みます。

薬物事犯者が薬物依存症に関する治療や支援を受けやすい環境づくりに努めます。

薬物事犯者本人やその家族が、薬物依存に関する先入観や偏見により地域から孤立することなく、安心して回復に取り組めるよう、薬物依存症に関する正しい理解を地域住民等に啓発します。

市の取組

| | |
|---|-------------|
| 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲） | 健康増進課 |
| 薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。 | |
| 薬物乱用防止教育（再掲） | 健康増進課・学校教育課 |
| 山口県薬物乱用対策推進本部と連携して、 <u>市内</u> の小、中、高等学校や大学、高等専門学校、専修学校（以下「大学等」という。）の児童、生徒、学生を対象にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。 | |
| 出前講座 | 健康増進課 |
| 20歳代を中心とした薬物乱用防止・適正飲酒量の周知啓発を成人式や新入社員等の職場研修を利用して行うとともに、薬物乱用防止・適正飲酒量等の出前講座実施機関についての情報提供を事業所に行います。 | |
| ふれあい運動推進大会（再掲） | 教育支援課 |
| 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「社会を明るくする運動強調月間」「薬物乱用防止広報強化期間」「再犯防止啓発月間」である7月に、青少年の規範意識を育てるために、地域関係団体等の参加のもと「ふれあい運動推進大会」を開催し、市・学校・家庭・地域及び関係機関が一体となって、青少年の健全育成を推進します。 | |

4 非行の防止と修学支援

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合って発生しており、それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学支援を推進していくことが重要です。

(1) 非行の防止

学校をはじめとした地域の関係機関や団体が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための普及啓発活動に取り組みます。

また、非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じ、関係機関等が連携して一貫した支援や指導に取り組みます。

市の取組

| | |
|---|-------------|
| 社会を明るくする運動強調月間の周知・啓発（再掲） | 地域福祉・指導監査課 |
| 毎年7月に全国展開される社会を明るくする運動強調月間において、宇部保護区保護司会を中心に更生保護団体や地域関係者等が取り組まれる様々な活動の周知啓発等を支援します。 | |
| 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲） | 健康増進課 |
| 薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。 | |
| 薬物乱用防止教育（再掲） | 健康増進課・学校教育課 |
| 山口県薬物乱用対策推進本部と連携して、 <u>市内</u> の小、中、高等学校や大学、高等専門学校、専修学校（以下「大学等」という。）の児童、生徒、学生を対象にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。 | |
| ふれあい運動推進大会（再掲） | 教育支援課 |
| 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「社会を明るくする運動強調月間」「薬物乱用防止広報強化期間」「再犯防止啓発月間」である7月に、青少年の規範意識を育てるために、地域関係団体等の参加のもと「ふれあい運動推進大会」を開催し、市・学校・家庭・地域及び関係機関が一体となって、青少年の健全育成を推進します。 | |
| 青少年の万引きゼロ宣言（再掲） | 教育支援課 |
| 地域のみんなで、青少年を見守り、積極的に声かけを行い、絆を深めることにより、健全育成に向けた地域づくりを推進します。店舗では、関係機関と連携し、青少年が万引きをしない、させない環境づくりを推進します。 | |
| 家庭や学校等で、「万引きは犯罪」という認識を広め、青少年の規範意識の高揚に向けた取組を推進します。 | |

| | |
|--|-------|
| 専門家による教育相談 | 教育支援課 |
| 小中学校等にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。 | |
| 総合教育相談窓口 | 教育支援課 |
| いじめ・不登校のこと、友だち・異性のこと、ひきこもり、非行等問題行動など、様々な悩みを持つ青少年とその家族のために、『総合教育相談窓口』を開設し、必要な支援に繋げます。 | |

警察の取組

| | |
|--|-------|
| 少年安全サポーター | 警察官OB |
| <u>警察官のOBで構成され、少年の健全育成のため、学校における安全点検や緊急時の訓練などの被害防止活動、児童・生徒の問題行動に対する指導・助言や立ち直り支援などの非行防止活動、関係機関との会議への出席や合同での街頭補導などに取り組みます。</u> | |

関係機関・団体の取組

| | |
|--|-------------------------|
| 保護司と学校関係者による意見交換会 | 宇部保護区保護司会 |
| 青少年非行防止活動の一環として、保護司と市内の小中学校関係者が非行事例を検討することで、その対応や支援の共通認識を図ります。 | |
| 学校関係者等との連携強化 | 宇部保護区保護司会 |
| 学校担当保護司を中心に小中学校との連携を強化し、非行の防止のための啓発活動に取り組みます。 | |
| 青少年の非行防止や支援活動 | 宇部地区更生保護女性会 楠更生保護女性会 |
| 地域に活動の基盤をもつ更生保護女性会は、次世代を担う青少年の非行防止・健全育成並びに地域の子育て支援を、関係団体と連携しながら進めます。 | |
| 犯罪非行防止講座 | 宇部地区更生保護女性会 |
| 市内の小中学校を対象に、「社会のルール」「ノーと言える力」などの大切さを伝える講座を開催し、犯罪や非行の未然防止に取り組みます。 | |
| 青少年の健全育成活動 | 宇部BBS会 |
| 少年少女たちに、同世代の、いわば兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむなど、非行をした少年たちの立ち直りの援助などを行う青年ボランティアとして、宇部フロンティア大学の学生で構成されており、主な活動としてともだち活動、社会参加活動に取り組みます。 | |
| 学校や支援機関等との繋ぎ | 主任児童委員 |
| 児童相談所や保健所、学校等の関係機関と地域担当の民生委員・児童委員の連絡・調整を行います。また、個別支援において地域担当の民生委員・児童委員に対して支援を行います。 | |

(2) 修学支援

非行等により通学や進学を中断した少年に対して、本人の意向を踏まえ、学校と関係機関が連携して様々な取り組みを活用して修学を支援します。

市の取組

| | |
|--|-----------|
| 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援 | こども・若者応援課 |
| 生活困窮世帯または生活保護受給世帯の中学校または高等学校の生徒等に対して、家庭学習の補完等としての学習支援等を行い、学習意欲及び学力向上を図り将来の進路選択の幅を広げるとともに、不登校や低学力等就学状況に問題のある子どもの社会的な居場所づくり等の支援を行います。 | |
| 若者ふりースペース・若者ほっとカフェ | こども・若者応援課 |
| 高校生から大学生（15～22歳程度）などの若者が、学習や相談、談話など自由に安心してつどえる場所として開放します。 | |
| 子ども食堂の開設促進 | こども・若者応援課 |
| 民間事業者等が実施している食事の提供や学習支援などの、子どもの居場所づくりに関する取り組みを促進します。 | |
| ふれあい教室 | 教育支援課 |
| 様々な理由（心理的、情緒的、あるいは社会的要因・背景）で、学校に行かない、学校に行きたくても行けない状況にある児童生徒たちを対象に「ふれあい教室」を開設し、体験活動や教育相談などの元気を取りもどす支援活動を行い、心の充実感やコミュニケーション能力を培い、学校復帰を図っていきます。 | |

関係機関・団体や地域の取組

| | |
|--|-------------------------|
| 子ども食堂 | 民間事業者、社会福祉法人、地域の関係団体や住民 |
| 子どもの居場所として実施している食事の提供や学習支援などの「子ども食堂」の開設・運営に取り組みます。 | |

5 関係機関・団体等との連携強化

更生保護行政を担う国と、住民に身近な県・市が相互に連携し、さらには市と地域の関係者が連携して重層的に取り組みを進めることが重要です。

(1) 協働による推進体制

刑法犯の検挙人員の約5割は再犯者が占めています。犯罪をした人が社会に復帰した後に、社会での孤立、地域での生きづらさを感じることが再犯につながる一因と考えます。

再犯防止、または犯罪をした人等に対する社会復帰支援などの取り組みは、地域福祉活動の一環です。地域福祉活動の主役は、地域に生活している市民です。住み慣れた地域で支え合い、助け合う社会を実現させるためには、行政の取組だけでなく、地域住民との協働が不可欠です。また、多様な地域ニーズに対応していくためには、地域の中で活動する自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体・N P O法人、福祉サービス事業者、宇都市社会福祉協議会等が地域福祉の担い手となります。

そのため、地域支え合い包括ケアシステムの取り組みを活用し、関係機関地域福祉を担う主体が相互に連携を図り、それぞれの取組を果たしながら協働して推進していきます。

○市内には、保護司会（75人）や更生保護女性会（会員77人）、B B S会（会員12人）等、多数の民間協力者が活発に活動されており、更生保護や非行防止の取組を支える保護司等民間協力者と、日常生活の支援に携わる民生委員等の地域関係者や行政機関との連携強化を図ります。

市の取組

| （仮称）安心安全なまちづくり地域支援者連絡会 | 地域福祉・指導監査課 |
|---|------------|
| 地域包括支援センターと地域支援者（保護司、民生委員・児童委員、福祉委員等）が地域課題とその対応を共通認識することで、相互連携し重層的な支援に取り組みます。 | |
| 宇都市保健・医療・福祉サービス調整推進会議、ブロック会議 | 高齢者総合支援課 |
| 高齢者や慢性疾患を有する要援護者の多様なニーズに対応し、個々の要援護者に見合う最も適切なサービスを提供するため、保健・医療・福祉等各種サービスを総合的に調整・推進する会議で、実務者で検討するブロック会議と各団体の代表者で検討するサービス調整推進会議が行われています。 | |

| | |
|---|-----------|
| 地域自立支援協議会、障がい等地域支援ブロック会議 | 障害福祉課 |
| 障害者支援に携わる関係者が支援に向けた連携を図り、個別事例から求められる地域の課題を共有するためにブロック会議を開催するとともに、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、障害当事者、民間有識者等からの幅広い意見を反映させ、困難事例への対応のあり方や地域の情報と課題を共有するため、協議会を開催しています。 | |
| 宇部市こども支援ネットワーク協議会 | こども・若者応援課 |
| 要保護児童に関する情報や考え方を共有し、関係機関、関係団体、児童の福祉に関する職務に従事する関係者の適切な連携の下、総合的な要保護対策を推進します。 | |
| 青少年問題協議会 | 教育支援課 |
| 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について、重要な事項を調査・審議することにより、地域ニーズに応じた施策立案を図ります。 | |
| 地域・保健福祉支援チーム | 総合戦略局 |
| 地域への巡回や話し合いを通じて、住民の自主的・主体的なまちづくりや地域課題の解決に向けた取り組みを支援します。また、人材発掘や育成による地域の新たなネットワークづくりにも取り組み、自立した地域運営基盤の確立を促進します。 | |

国の取組

| | |
|---|------|
| 矯正施設入所者に対する社会教育 | 矯正施設 |
| 矯正施設入所者が派出所後、地域社会で適切に生活できるよう、社会情勢の動向を踏えたモラルなど社会性の向上に資する教育の実施を期待します。 | |

関係機関・団体の取組

| | |
|--|--|
| 誰もが自分らしく暮らせる地域づくりの推進 | 宇部市社会福祉協議会 |
| 地域共生社会の実現に向けて、あらゆる生活課題への対応、相談・支援体制の強化、アウトリーチの徹底、地域のつながりの再構築、市とのパートナーシップを強化して、地域の多様な課題解決を図れるよう、迅速かつ積極的に事業展開を図ります。 | |
| 社会を明るくする運動強調月間街頭啓発キャンペーン (再掲) | 宇部保護区保護司会 宇部地区更生保護女性会 楠更生保護女性会 宇部BBS会 |
| 犯罪や非行の防止と 犯罪 した人の立ち直りの理解を促進するために、社会を明るくする運動強調月間に地域関係者等と連携して、市内の商業施設等で街頭啓発活動に取り組みます。 | |

| | |
|---|--------------------------------------|
| 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲） | 宇部保護区保護司会 宇部地区更生保護女性会 楠更生保護女性会 |
| 薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築するために、市内の商業施設等で街頭啓発活動に取り組みます。 | |
| 保護司と地域関係者との意見交換会 | 宇部保護区保護司会 |
| 社会を明るくする運動の一環として、保護司と市内の地域関係者（更生保護女性会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など）が犯罪事例を検討することで、その対応や支援の共通認識を図ります。 | |
| 保護司と学校関係者による意見交換会（再掲） | 宇部保護区保護司会 |
| 青少年非行防止活動の一環として、保護司と市内の小中学校関係者が非行事例を検討することで、その対応や支援の共通認識を図ります。 | |
| 更生保護サポートセンターうべ | 宇部保護区保護司会 |
| 更生保護活動の拠点として、保護司が更生保護女性会や地域関係者・機関と連携しながら、地域における更生保護活動を推進します。また、保護観察対象者や矯正施設出所者等の相談等も受け、保護司の行う処遇活動や地域に根ざした犯罪・非行防止活動等を支援します。 | |
| 矯正施設への慰問 | 宇部地区更生保護女性会 |
| 矯正施設の慰問等を通じ、 犯罪を した人等の社会復帰を支援します。 | |
| 見守り・助け合い活動 | 民生委員・児童委員 |
| 身近な地域において、相談や困りごとを抱えた人に様々な支援を行い、安心して暮らせるまちづくりを進めるための重要な役割を担っています。複合化する地域の様々な生活課題への適切な対応等を行うため、行政や宇都市社会福祉協議会、関係機関・団体などと連携し、身近な地域における支援活動を行っていくことが期待されます。 | |
| 誰もが自分らしく暮らせる地域づくりの推進 | 福祉委員 |
| 地域福祉でまちづくりを進めていくためには、同じ地域で生活する住民が日頃からふれあい、いざという時にお互いに助け合い、支え合う「つながり」をより強いものにしていくことが大切です。そのため、地域には住民同士の「つながり」をつくるための「つながり役」が求められており、その役割が期待されます。 | |

地域の取組

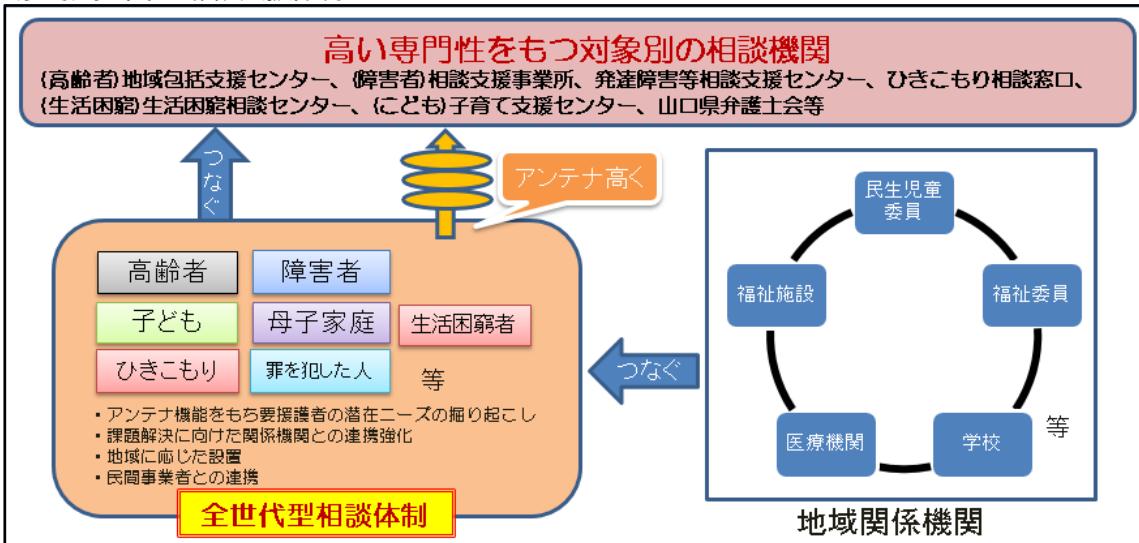
| | |
|---|------|
| 福祉意識の醸成 | 地域住民 |
| 地域福祉を進めるためには、支援を必要とする人への理解と深め、思いやり、助けあいの意識を持つことが大切です。地域や福祉に対する関心を持ち、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を、地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守りなど日常的に住民同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが期待されます。 | |

| 支え合い活動の推進 | 自治会 |
|-----------|---|
| | 自治会は、地域住民にとって最も身近な地域関係団体です。地域で起こっている様々な問題と住民同士の話し合いなどにより、解決に導いていく仕組みづくりが必要です。また、支え合い・助け合い活動には、自治会単位等のお互いの顔が見える関係が重要であり、校区・地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉委員などと連携を図りながら、地域福祉を推進していくことが期待されます。 |

(2) 相談支援体制の充実

身近な地域に総合的な相談機能を持った窓口を開設し、悩みを抱えた相談者やその家族、地域関係者等からの相談を受けやすくするとともに、各相談窓口の相互連携や関係機関と連携した支援に繋げるなど、充実した相談支援に取り組みます。

(参考) 宇部市の相談支援体制



市の取組

| 福祉なんでも相談窓口（再掲） | 地域福祉・指導監査課 |
|---|------------|
| 身近な地域で、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、地域で暮らす全ての人からの様々な困りごとや悩みごとの相談に応じ、関係機関と連携しながら問題を解決できるよう支援します。 | |
| 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）（再掲） | 高齢者総合支援課 |
| 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、元気な人から介護の必要な人まで、健康の維持、保健・福祉・医療の向上のためのさまざまな相談を幅広く受け付け、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが連携し「チーム」として総合的に支援します。 | |

| | |
|--|---|
| 障害に関する相談窓口（再掲） | 障害福祉課 |
| 障害者、障害児の保護者、障害児（者）の介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障害者相談支援事業所のコーディネーターが支援します。 また、ひきこもりに関する相談や発達障害に関する相談に対し、それぞれ専門機関において支援します。 | |
| 総合教育相談窓口（再掲） | 教育支援課 |
| いじめ・不登校のこと、友だち・異性のこと、ひきこもり、非行等問題行動など、様々な悩みを持つ青少年とその家族のために、『総合教育相談窓口』を開設し、必要な支援に繋げます。 | |
| 生活相談サポートセンターうべ（再掲） | 生活相談サポートセンターうべ共同事業体 地域福祉・指導監査課 |
| 就労できない、住居がない、収入がない、負債がある等の悩みを抱えた相談者に対して、生活と就労に関する相談員が包括的な相談支援を行い、その人に応じた自立に向かたプランを作成し、当該プランに沿って関係機関と連携して支援を行います。 | |
| 更生保護サポートセンターうべ（再掲） | 宇部保護区保護司会 |
| 更生保護活動の拠点として、保護司が更生保護女性会や地域関係者・機関と連携しながら、地域における更生保護活動を推進します。また、保護観察対象者や矯正施設出所者の相談等も受け、保護司の行う処遇活動や地域に根ざした犯罪・非行防止活動等を支援します。 | |
| 相談者等への周知（再掲） | |
| 相談窓口や支援制度の周知について、ホームページへの掲載や公共施設への掲示により、支援を必要とする相談者等へ周知を図ります。 | |

関係団体の取組

| | |
|--|----------------|
| 立ち直りの支援や指導 | 山口県弁護士会 |
| 犯罪 した人や非行あるいは問題行動を 起こした 青少年の状況に応じて、関係機関等と連携して支援や指導に取り組みます。 | |

巻末資料

資料 1

「宇部市再犯防止推進計画」（素案）に対する意見募集の結果概要

| | |
|--------------|--|
| ■意見募集期間 | 令和元年 11月 13 日～令和元年 11月 29 日 |
| ■計画（素案）の閲覧方法 | 宇部市ホームページ、 (文書閲覧) 市役所、北部総合支所 各市民センター、各ふれあいセンター |
| ■意見提出方法 | 郵送、FAX、電子メール |
| ■意見提出者数 | 15人 |
| ■意見件数 | 66件 |

■提出された意見の概要

| 項目 | 件数 |
|------------------|-------|
| 計画全般 | 13件 |
| 1 計画の策定にあたって | 2件 |
| 2 市の取組事項 | 51件 |
| 取組全般 | (7件) |
| 1 広報・啓発活動の推進 | (3件) |
| 2 就労・住居の確保 | (5件) |
| 3 保健医療・福祉的支援 | (8件) |
| 4 非行の防止と修学支援 | (7件) |
| 5 関係機関・団体等との連携強化 | (21件) |

資料2

「社会を明るくする運動」 宇部保護区保護司会と地域関係団体等との意見交換会実施内容

●地域関係団体

日 時：令和元年8月7日（水）13時～14時30分

場 所：宇部市総合福祉会館4階大ホール

参加人数：83名

参加団体：宇部市社会福祉協議会、校区・地区社会福祉協議会、
民生委員・児童委員、宇部地区更生保護女性会、楠地区更生保護女性会
保護司、行政職員（市民環境部、こども・若者応援部、健康福祉部）

内 容：グループワーク

テー マ：高齢者の犯罪（再犯）防止に向けて
少年の再犯防止に向けて

検討事項：再犯をさせないために

- ①原因は何か
- ②どのように調整し、どのような支援が考えられるか
- ③そのためには、どこと連携するか。

●学校関係者

日 時：令和元年8月8日（木）9時30分～11時

場 所：宇部市総合福祉会館4階大ホール

参加人数：80名

参加団体：小中学校関係者（校長、教頭、教諭）、保護司、教育委員会職員

内 容：グループワーク

テー マ： 少年の再犯防止に向けて

検討事項：再犯をさせないために

- ①原因は何か
- ②どのように調整し、どのような支援が考えられるか
- ③そのためには、どこと連携するか。

資料3

宇部市再犯防止推進計画策定委員会委員
(任期：2019年（令和元年）7月22日～2020年（令和2年）3月31日)

| 区分 | 役職等 | |
|----------|-----------------------|---------|
| 国機関 | 山口地方検察庁 | 検事 |
| | 山口保護観察所 | 企画調整課長 |
| | 宇部公共職業安定所 | 上席職業指導官 |
| 司法関係団体 | 山口県弁護士会 | 弁護士 |
| 県機関 | 山口県宇部健康福祉センター | 主査 |
| | 宇部児童相談所 | 所長 |
| 社会福祉関係団体 | 宇部市社会福祉協議会 | 総務課長 |
| | 宇都市校区社会福祉協議会連絡協議会 | 会長 |
| 地域協力団体 | 宇都市自治会連合会 | 委員 |
| | 宇都市民生児童委員協議会 | 理事 |
| 民間協力団体 | 宇部保護区保護司会 | 会長 |
| | 宇部地区更生保護女性会 | 会長 |
| | 楠更生保護女性会 | 会長 |
| 学校関係機関 | 宇都市小学校校長会 | |
| | 宇都市中学校校長会 | |
| | 厚狭地区高等学校生徒指導連絡協議会 | |
| 市機関 | 宇都市教育委員会教育支援課 | 課長 |
| | 宇都市市民環境部市民活動課 | 課長 |
| | 宇都市こども・若者応援部こども・若者応援課 | 副課長 |
| | 宇都市健康福祉部障害福祉課 | 主任 |
| | 宇都市健康福祉部高齢者総合支援課 | 主任 |

資料4

計画の策定経過

| | |
|----------------------|---|
| 2019年(令和元年) 7月22日 | 宇部市再犯防止推進計画策定委員会設置 第1回宇部市再犯防止推進計画策定委員会 ・策定スケジュールについて ・再犯防止推進法及び再犯防止計画（国・県）について ・市計画のイメージ等について |
| 8月7日 | 「社会を明るくする運動」宇部保護区保護司会と地域福祉関係団体との意見交換会 |
| 8月8日 | 「社会を明るくする運動」宇部保護区保護司会と学校関係者等との意見交換会 |
| 10月11日 | 第2回宇部市再犯防止推進計画策定委員会 ・計画の素案について |
| 11月13日～11月29日 | パブリックコメント（素案） |
| 12月19日 | 第3回宇部市再犯防止推進計画策定委員会 ・計画の最終案について |

資料5

再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

○刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（2018年（平成30年））

（山口県警察の検挙人員のうち、再犯者の数及び割合）

| | |
|------|--------|
| 検挙人員 | 2,124人 |
| 再犯者数 | 1,144人 |
| 再犯者率 | 53.9% |

（出典：法務省資料）

○新受刑者中の再入者数及び再入者率（2018年（平成30年））

（犯行時に山口県に居住し、各年中に入所した受刑者のうち、再入者の数及び割合）

| | |
|-------|-------|
| 新受刑者数 | 178人 |
| 再入者数 | 106人 |
| 再入者率 | 59.6% |

（出典：法務省資料）

○保護司数及び保護司充足率（2019年（平成31年）4月1日）

| | |
|--------|-------|
| 保護司定数 | 80人 |
| 保護司数 | 75人 |
| 保護司充足率 | 93.8% |

○更生保護女性会及びBBS会会員数（2019年（平成31年）4月1日）

| | |
|------------|-----|
| 更生保護女性会会員数 | 77人 |
| BBS会会員数 | 12人 |

○社会を明るくする運動行事参加人数（2018年（平成30年））

参加人数 延べ843人

資料6

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要なとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一條 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は

資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

用語解説

| | | |
|---|----------|--|
| い | 一時生活支援事業 | 生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、住居を持たない人等、不安定な住居形態にある人に一定期間宿泊場所や衣食を提供する事業 |
| か | 家族教室 | 薬物問題で悩んでいる家族に、正しい知識と回復につながる対応について学んでもらうための学習の場 |
| き | 起訴猶予 | 不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の輕重及び情状並びに犯罪後の状況等により訴追しないもの |
| | 矯正施設 | 犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。 |
| | 居住支援協議会 | 住宅セーフティネット制度において、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的に、地方公共団体、不動産関係団体、県社会福祉協議会で組織された協議体。 |
| | 居住支援団体 | 住宅確保要配慮者の円滑な入居の支援等を行う社会福祉法人やNPO法人等の民間団体。契約手続きの立会い等の入居前の支援や、電話相談、緊急時の対応等の入居後の支援を行う。 |
| け | 刑事司法手続 | 犯罪をした人等に対する、検察、裁判、矯正及び更生保護までの一連の手続き。 |
| | 刑法犯 | 刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪。 |
| | 刑務作業 | 刑法に規定された懲役刑の受刑者に対し、矯正及び社会復帰を図るための矯正施設における処遇。 |
| | 検挙 | 検察官・警察職員などの捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し、被疑者とすること。 |
| | 検察庁 | 法務省に置かれる特別の機関であり、検察官の行う事務を統括するところ。 |
| こ | 更生保護 | 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組。 |
| | 更生保護施設 | 保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職活動、生活指導等を委託する宿泊施設、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置するもの。 |

| | | |
|---|--------------|--|
| | 更生保護女性会 | 地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。 |
| | コミュニティスクール | 学校の課題解決や、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子どもたちの豊かな学びや成長を支えていくことを目的として、保護者や地域住民が学校運営に参画するための「学校運営協議会」が設置されている学校のこと。 |
| し | 児童相談所 | 児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応ずる。 |
| | 社会を明るくする運動 | すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。 |
| | 住宅確保給付金 | 生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、離職等により経済的に困窮し、住居を失った人又はその恐れがある人に対する給付金。 |
| | 住宅確保要配慮者 | 低所得者、被災者、高齢者、障害のある人等、住宅の確保に特に配慮を要する者。 |
| | 住宅セーフティネット制度 | 住宅確保要配慮者に対する支援制度。賃貸住宅の登録制度、登録住宅への経済的支援、住宅確保要配慮者への居住支援の3つの大きな柱から成り立っている。 |
| | 就労支援事業者機構 | 協力雇用主を中心に、事業者の立場から犯罪をした人等の就労支援を通じ、円滑な社会復帰と安全な地域社会を実現することを目的として活動する団体 |
| | 障害者就労支援事業 | 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、一般就労が困難な人に就労機会等を提供する就労継続支援と一般就労に向けて支援する就労移行支援を行う。 |
| | 少年鑑別所 | 専門的知識及び技術に基づいた鑑別、家庭裁判所の決定により収容している者に対する処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする法務省所管の施設。 |
| | 少年サポートセンター | 各都道府県警察に設置され、ボランティアや教職員と合同で、街頭補導や非行少年の立ち直り支援等に取り組む機関。 |
| | 自立準備ホーム | 保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が設置するもの。 |
| す | スクールカウンセラー | 児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において児童生徒や保護者へのカウンセリングなどをを行う専門家。 |

| | | |
|---|---------------|---|
| | スクールソーシャルワーカー | 社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家。 |
| せ | 生活環境の整備 | 矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰に必要な生活環境を整えること。 |
| | 生活困窮者就労訓練事業 | 生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、認定を受けた民間事業者が、自立相談支援機関のあっせんに応じて、就労に困難を抱える人を受け入れ、その状況に応じた就労の機会の提供を行うとともに、生活面や健康面での支援を行う事業。 |
| | 生活困窮者就労準備支援事業 | 生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、生活リズムが崩れている、勤労意欲が低下している等、様々な理由で就労の準備が整っていない人に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成の支援を行う事業。 |
| | 生活困窮者自立支援制度 | 生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度。 |
| | 生活福祉資金 | 低所得者や高齢者、障害のある人等の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした、都道府県社会福祉協議会が実施する貸付制度。 |
| | 政策入札制度 | 県の政策課題に寄与する取組を行っている事業者を優先して指名する入札制度。 |
| | 精神保健福祉センター | 都道府県と政令指定都市に設置が義務付けられている「精神保健福祉に関する総合的技術センター」として、地域精神保健福祉活動推進の中核となるための機能を備えた機関。 |
| | 成年後見制度 | 精神上の障害などにより、自分一人で物事を決める自信がなかったり、判断が十分にできなくなった場合に、自分に代わって自分の思いを大切にしながら決めてくれたり、アドバイスをしてくれる人（成年後見人等）を家庭裁判所で決めてもらう制度。 |
| | セーフティネット住宅 | 住宅セーフティネット制度において、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅。 |

| | | |
|---|---------------|--|
| た | D A R C (ダルク) | ドラッグ（薬物）、アディクション（嗜癖、病的依存）、リハビリテーション（回復）、センター（施設、建物）の頭文字を組み合わせた造語で、覚醒剤、危険ドラッグ、有機溶剤（シンナー等）、市販薬、その他の薬物から解放されるためのプログラムを行う民間機関。 |
| ち | 地域協育ネット | 概ね中学校区を一つの単位として学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの市立ちや学びを支援する仕組み。 |
| | 地域共生社会 | 地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域社会。 |
| | 地域生活定着支援センター | 高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者等に対し、出所後直ちに福祉サービス等につなげる準備を、保護観察所等と協働して実施する機関。 |
| | 地域福祉権利擁護事業 | 日常生活上の判断が十分できず日常生活に不安がある方が、地域で安心して生活できるよう、日常的な金銭管理、重要書類の預かり等の支援を行う事業。 |
| と | 特定非営利活動法人 | 医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、様々な分野における営利を目的としない住民の自発的意思による活動団体。特定非営利活動促進法の規定により設立された法人で、N P O 法人とも呼ばれる。 |
| | 特別調整 | 高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者や少年院在院者が、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう矯正施設や保護観察所、地域生活定着センターが行う出所後の生活環境の調整。 |
| に | 認知件数 | 犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察棟が発生を認知した事件の数。 |
| ひ | B B S会 | 非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（B B S活動（Big Brothers and Sisters Movement）を行う青年のボランティア団体。 |
| ほ | 法務少年支援センター | 少年鑑別所が、少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用して、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動に支援等を行う際に使用する名称。 |

| | | |
|---|---------------------------|--|
| | 保護観察 | 犯罪をした人又は非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの。 |
| | 保護観察所 | 犯罪をした人又は非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うことを目的とする法務省管轄の施設。 |
| | 保護司 | 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。 |
| み | 民生委員 | 地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努めているボランティアであり、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。 |
| や | 薬物乱用対策推進本部 | 県を中心に、覚醒剤、大麻及び危険ドラッグ等の違法薬物の乱用の根絶を期し、健全な社会を構築することを目的に、関係機関・団体が連携を密にし、総合的かつ効果的な乱用防止対策について協議する組織。 |
| | 薬物乱用防止指導員 | 児童、生徒、学生を対象に、薬物乱用防止の啓発活動を行う学校薬剤師会で、県薬物乱用対策推進本部長が委嘱する。 |
| | 薬物乱用防止推進員 | 地域において薬物乱用防止の啓発活動を行うボランティアで、県薬物乱用対策推進本部長が委嘱する。 |
| | やまぐち犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会 | 県民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に向けた、県、市町及び関係団体等の連携による、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進主体。 |

宇部市健康福祉部地域福祉・指導監査課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8325

FAX 0836-22-6028

E-mail chi-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

※この計画は、宇部市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kenkou/sonota/saihanboushishuinkeikaku/index.html>